

平成21年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成21年9月3日  
新宿区議会

開会 午後 7時02分

- 辻山座長 それでは時間になりました。出席予定の方もそろっておりますので、第17回の検討連絡会議を始めます。

最初に、開会に先立ちまして皆さんにお諮りしたいことが1点ございます。それはこの会議のビデオ撮影を許可するかどうかという、言ってみればそういうことなんですけれども、この件については事務局のほうから説明をお願いいたします。

- 事務局 恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

区民検討会議に参加されています和田委員から、落一の地区協議会の自治基本条例の勉強会のために、継続的にこの検討連絡会議をビデオ撮影させてほしいという御要望がございました。9月1日開催されました副座長会で、本日の検討連絡会議に諮って御了承がいただければ、本日からその撮影を認めていきたいと考えております。

そのビデオ撮影につきまして、この検討連絡会議で御検討いただきたいということで御提案させていただきます。

- 辻山座長 いかがでしょうか。御意見を伺いますが。

- 久保委員 私は長いこと議員を続けてきましたけれども、この自治基本条例の検討について区民の皆さん、議会、そして行政、この三者のすごい熱意、これほど熱心な活動は初めてです。ほかがダメじゃないんだけど、その熱意というのを区民の皆さんに伝えてもらえるということであったら、僕はいいんじゃないかなと思っています。

- 辻山座長 そのほか御意見ございますか。

- 高野委員 意見というよりは、この会議の趣旨を無理解していることと、それから今、久保委員が言われたように、知らしめることも必要ですけれども、それで、用途としてはまだ企画段階なんですけれども、我々の後の世代を担う若い人というか、そういう人たちにもそういうことを少しずつ告知するというのと、それから、部分的なことなんですけど、地区協議会の参加しているメンバーには温度は高いですけど、そうでない方に対してのレクチャーというか告知の意味も含めておりますので、余り気張らない形で、普通の映像がそういう形で出て、何をやっているのか、どういうことをやっているのかがわかるといいのかなと、特にその辺の部分を考えて、大いにやっていただいてもいいかなと。

ただ、歪曲した表現だとか、そういうものは無論全くありませんけれども、その辺のところは同じメンバーがやっておりますので、その辺のところは御理解いただきたいというところでございます。

- 根本委員 先立ちまして小委員会で少し議論させていただきました。事情というか、情報がよくわからなかったから、2台というのは何で2台だという、操作をどうやってやるんだろということも含めて、そうしたら見たら1台でそのようなんですけれども、そのような議論も含めて、よく考えてみると、区民の皆さんにより知っていただく、こういう議論の過程を知っていただくということでいうと、私どものほうできちんとそういう映像なんかも記録しておくべきことだったのかもしれないなというふうな思いもあるんですけれども、ぜひ和田委員のそういう情熱的なといいましょうか、そして区民の皆さんに私たちの議論を伝えていただけるということですので、私たちも協力していこうということです。よろしくお願いします。

- 野尻委員 お撮りくださる方に編集といいますか、どのような撮り方をしてくださるのか伺いましたところ、時間内ずっと撮りっ放し、動かさないということで、あと編集をしてくださるということでございましたので、これはもう信頼して、編集の内容については信頼して大丈夫かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 辻山座長 私もちっと意見を言わせていただくと、こうやって議会と区民と行政の部課長とかがこうやって机を挟んで何かやっている絵というのは、恐らくないんですね。特に、基本条例をつくっているところ、現在動いているところでも150や200あると思いますけれども、こんな格好にはまだなっていないくて、恐らく全国で初めてのケースということで、こうやって三者でやるということはどんなことなのかというのを、視覚的に伝えることができるというのは、大変私は

貴重なものになるというふうには思っております。

ということで、私自身の意見も言わせていただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。なければ撮影をするということでもよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 辻山座長 それでは、そういうことに決したいと思います。

それでは、議論に入りますが、配付資料の説明の前に、実はきょう見ておわかりのとおり、傍聴の方が大変多くございます。一々お名前をお読み上げしましょうか、してもいいのかな。ここに8名の方の傍聴のカードが参っております。全員かどうかはわかりませんが、区民検討会議の方が多く考えてよろしいでしょうか。

そういう意味では、大変緊張度の高い中でのやりとりということになるかと思いますが、まずまず詰めて、妥協を相互にお願いしながら文書をつくっていくときになってまいりますと、また皆さんのたくさんの参加をいただくと妙な妥協といいますか、重要なことをしないで済むかもしれませんので、今後とも注視していただきたいということをお願いしておきます。

それから、場合によっては、これまでも何回かこの検討連絡会議で傍聴の方の御意見、御感想を求めたことがございます。これまでの会議では、なかなかそのような時間をとれませんでしたけれども、もし、終了間近にきょうはこのことを一言言いたいというような方がございましたら、私のほうに意思をちょっと手を挙げるなり表示していただければと思います。当然、議論の途中はちょっと差し控えていただきたいなということをお願いしておきます。

それでは、きょうの議事に入る前に、配付資料の説明を事務局から行います。

- 事務局 それでは、事務局から配付資料の御説明をさせていただきます。

まず資料1、条例に盛り込むべき事業、三者案比較表、区分Bということで、資料2のほうの左側に区分が振っております。Bの住民（区民）の権利と責務といったところについて、三者案を比較したものが資料1になります。

続きまして、資料2が区民・議会・行政の検討項目一覧になっております。これは以前もお配りさせていただいている資料ですが、以前2枚にわたっておりましたけれども、1枚にさせていただきました。そして、議会のところの自治体運営の基本原則というところが、以前の配付資料は空欄になっておりましたけれども、そこに区政運営、財政運営、情報公開・個人情報保護、区民参加という項目を追記させていただきました。

また、区民検討会議のその他のところなんです、昨日の会議の中で「子ども」という項目をその他に追加させていただきました。

その区民検討会議のこの項目の位置づけなんです、これらの項目につきましては、条例に盛り込むということではなくて、区民検討会議の検討課題としてこれらの項目を検討するという趣旨ですので、その辺だけ申し添えさせていただきます。

続きまして、資料3、自治基本条例に盛り込むべき事項（区民検討会議案）、住民（区民）の権利と責務ということで、昨日の区民検討会議でまとまりました区民検討会議案を提示させていただいております。

続きまして、資料4及び資料5につきましては、前回配付させていただいた議会案、専門部会案の資料と同じものです。本日改めて資料としてつけさせていただきます。

続きまして、資料6、自治基本条例に向けた取り組みというA4横の資料をつけさせていただいております。

最後に、資料7になりますけれども、自治基本条例検討連絡会議開催概要ということで、前回、第16回の開催概要を資料として配付させていただいております。

配付資料としては以上ですが、なお、委員の方、御発言の際には、マイクの要求のところを押して御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。資料はよろしいですね。

それでは、早速きょうの議題といいたしましょうか、中身に入りたいと思いますが、会議の次第を見ていただきますと、2つの議題が用意されています。1つは、（住民）区民の権利と責務といいたしましょうか、これについてどのような内容で盛り込んでいくのかという議論を三者の案をもとにやっていくということであり、やり方については、これまでと同じやり方をしようと思っています。

それから、2つ目は検討連絡会議の今後の進め方ということで、先ほど資料の中でちょっと説明がされましたけれども、どんな手順でやっていくかということについてお諮りをしたいという

ことであります。

それでは、そういうことで、最初の（住民）区民の権利と責務についてということで、それぞれの案を御説明願おうと思いますけれども、慣例どおり区民検討会議のほうからお願いします。

○高野委員 お話しする前に、本日、斉藤委員ですが、病気のため欠席です。一応御報告まで。

それでは、説明したいと思います。お手元の資料の1と3を参照していただければと思います。

区民の権利ということで、1には、「区民は、知る権利を有する」ということで、留意事項に書いてあるように、知る権利について、知る情報の内容を明記する文言を入れるか、あるいは「情報を共有する」という文言を盛り込むかについて、引き続き検討していきます。ここでは、本来知る権利を有するものについては、区民という範囲は、私たちが考えた用語の定義の中の区民の範囲でいいのかということも、またこれもあわせて引き続き検討していくというふうな考えであります。

それから、2番目は、「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」ということなんですが、この公共サービスについて、普通、行政サービスということで当初は掲げておったんですが、これからはいろんな形で新しい行政サービスというか、それを担っていく必要性もあるのではないかという部分が含まれておるんですが、その部分はまた後ほど申しますが、一応、公共サービスというのは何だということを定義していくということが必要ではないかということで、この文言を決めた。

これにあわせて、「区民は、公共サービスを担う役割を有する」というふうな文言が実は含んでおりました。その部分に関しては、協働あるいは住民参加の仕組みの部分でもう一回再検討を試みようというふうな流れであります。

それから、3番目の「区民は、安全で安心に暮らす権利を有する」ということで、ここは単純に言うと努力規定みたいなもので、「頑張ってください」とみたいな状況なので、一応このような流れでシンプルなんですが、ここもやはり住民の参加の仕組みの中でもう一回再検討していくということで、安全・安心というこの言葉に対してのことは、これは本来の中で結構含みが多いので、どこまでの範囲とか、この辺のところはいろんな話し合いが持たれて、結構時間を費やしたという状況であります。

それから、4番目の「区民は、区政に参加する権利を有する」と。ここは、昨日ここから始めて、この討議で約1時間ちょっとかかりました。結局、参加・参画という言葉が学問上、余り定義づけられる確たるものがないので、いろんなとらえ方があるだろうということで、自分はこういう本を見た、ああいう本でこういうことを知ったということで、みんなさまざまな言葉の定義みたいなことを話し合いをしました。

最終的には、「参加する権利を有する」という言葉にしたのは、この参加の中には、参加の後、協働して最後までいろんな形で区政に参画していきたいというふうな意識も含めているということなので、その辺を参画という、どういう形態でこれから考えていくかということも検討事項ではないかということで、一件落着ということでした。

それからあと、さまざまなものがいっぱいあったんですが、次の「区民は、学ぶ権利を有する」ということなんですが、ここの部分が結構重い部分で、単純に学ばと、学校の教育だけではなくて、例えば地域の人たちがこういうふうな自治に関する勉強会だとか、いろんな学んだり、相互の情報交換したりとか、そういうふうな学ぶ権利を持ちたいというのが願望であります。ここには、単純に学ぶ権利を有するということで、権利の部分で書き加えました。

それと、区民の責務なんですが、区民の責務という部分においては、ここは文言を結構みんな考え出して、かなりの時間を費やしました。ここは単純に読みますと、「区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」と。それで、ここには何が含まれているかということ、結局、地域の人たちが住民も区民も一緒に暮らしているわけですから、その中から考えると、本当に社会的なルールだとか、いろんな外国人の問題あるいは隣近所の問題とか、お互いにわかり合う意味でともに暮らして、お互いを本当に尊重し合うという形と、それからそれをいかに良好な社会をつくっていくよというルールづくり、あるいはここに住むんだから、こういう形で新宿というまち是这样なんだよといったときに、そういう形に皆さんがやっていただくような形ですということと、それから、これからいろんな形で皆さんが参加していきながら、まちをよくしていこうというふうなところを、ここで最後の「努める」という言葉があるんですが、これを責務よりもちょっときつい「努めなければならない」とか「ものとする」とかというところが、きのうの議論でございました。

最終的には、努力目標的な部分、規定かもしれませんが、なかなか参加できないのに、もし参加しようと思っても参加できない人もいます。それから、全く興味がなくて、いろんなとこ

るに地域のルールづくりとかそういうところにも入ってこない人がある。そういう人たちに罰をつくるのはちょっとつらいよねという部分もあったので、最終的に「お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」ということで、これも大岡裁きで一件落着というふうな状況でございます。区民の権利と責務のところですよ。

それで、先ほど少し言いたかったことは、公共サービスと行政サービスというか、行政ニーズというのは行政が考えたニーズでありまして、本当の意味で行政が公共の需要として、本当にこういうものがサービスがあるんですよという形でつくられているものもあるし、そうじゃなくて、行政上の仕組みやあるいは制度によってつくられたサービスもあるから、そういうふうな部分を、本当に公共需要から出たサービスなのかという部分も含めながら、公共というサービスをこれから自分たちが、これから行政サイドもいろんな形でサービスを担うことができないと。だから、誰かがかわってやっていかなければいけないんじゃないかという話し合いがされたんですが、まだまだその部分が行政サービスと公共サービスが同じようなとらえ方で、今回は行政サービスじゃなくて公共ニーズという言葉に変えて、それを受ける権利があるというふうな形にしたというところなので、その公共サービスの部分をもう少しみんなで話し合っていく。そうすると、本当はここ担わなきゃいけないんじゃないかという部分があるんですけども、でも、その部分は余りにも自分たちの首を絞めることは望ましくないもので、ですから、先ほど「区民は公共サービスを担う役割を有する」というふうな言葉で逃げていく形で、これから討議をいっぱいしていこうということでありまして。

もしつけ加えることがありましたら、他の区民代表委員メンバーからよろしくお願いします。

- 辻山座長 補足、追加ありましたらどうぞ。よろしいですか。

私としては、もう少し、意見が微妙な違いみたいなもの、そのニュアンスがわかるためには、ほかの方の意見も聞きたいなという気がちょっとしたんですけども。

- 野尻委員 意見といたしますか、区民検討会議の中での意見をちょっと申し述べますと、初めの「知る権利を有する」ですけども、普通ですと区政の情報ですね。ですけども、自分で生きる権利とか安全を守る権利とか、そういうことに必要な情報というものもあるわけですね、行政からの情報だけではなくて。ですから、区政であり議会であり、そのほかにもいろいろ情報があふれているので、そういう情報をまずはどういう権利があるかということを出そうということから、細かく規定するのではなくて、広く権利をうたうということで知る権利になったと思うんですね。

それから、次の公共サービスもですけども、行政サービスよりもより広い概念があるということもありまして、まずそこで、それでは権利を先に出そうということから公共サービスという意見もありました。

その公共サービスというのは、行政だけが行うのではない、今、先ほども高野委員からのお話もありましたけれども、民間もNPOも市民活動、また相互の互助で地域課題を解決していくようなときにそのサービスが必要ですね。そのときに、結局そういうのを考えますと、公共サービスの中には民間、私たちもそこに入っているんで、おのずと責務といたしますか、担う部分というのはそこに含まれるということになるのかなと思います。

それから、責務のほうですけども、この「努める」というところに、ほとんど大多数の方が「努める」で、数人がもっと担うもの、責務を求めたんですね。それで、ともに暮らすというのが、外国人とか障害者の方々とともに暮らす、そこにはむしろ外国人とか障害者の方とか、いろいろな方々に努めなさいよ、努めるべきですよというようなこちらの態度ではなくて、私自身としては、みずからを努めたいと、努めるべきであると自分に課したいわけですね。それでお互いを尊重して良好な地域社会をつくりたいと、そういう気持ちがすごく強いものですから、結構最後まで頑張りました。「努めるものとする」とか、もっと強く言えば「良好な地域社会を創出する責務がある」とか、そういうふうな言い方にしていきたいということは申しましたけれども、やはりこれは区民の責務というところに入るということで、権利ではなくて責務というところで「努める」で、そこで私は妥協といたしますか、納得いたしました。

- 辻山座長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

では、議論は後にして、議会のほうの案を説明していただきます。

- 根本委員 資料でいいですよその次ですね、資料4。この前、私どもの案については説明いたしましたけれども、それ以降はきょう議論をしたぐらいで、この中身については変わっていません。前回の議論の中で、私どもの議会案だけが「区民の役割」ということで、「役割」という言葉を

使っていたんですが、区民検討会議の皆さんのほうからも権利と責任、義務あるいはそういうことを明確にしたほうがいいのかという意見もあり、我々のほうも議論の途中でそのほうがいいと思いますという意見とかいろいろあったんですが、きょう整理しまして「責務」としようということで、区民の責務、議会議員の責務、区長の責務ということで、ほかの皆さんと同じように合わせるということにいたしました。

もともとで言えば、子どもや外国人、いろんな方、だれにでもわかりやすい言葉で、できるだけ行政用語を使わないということも含めて、「責務」という言葉がどうかということで、「役割」というふうにやわらかい言葉にしたんですけれども、権利と同時にもう一方の義務なり責任ということで、「責務」ということのほうがはっきりするんじゃないかということで、私たちもそれに合わせるということにいたしました。

それから、中身についてはこの前申し上げましたけれども、各自治体でいろんな権利や責務について載せているところもあるんですけれども、基本的には、理念条例としてできるだけわかりやすく平易にしていこうということの中で議論してきて、市民が中心、区民が主役といいましょうか、そういう観点から、最も重要だと思う点のみ掲げるということで、政策を提言する権利、それからサービスを楽しむ権利、区政に参画し協働する権利、情報を知る権利。責務のほうは、主権者としての権利を相互に尊重する。それから、行政サービスの応分の費用負担。それから、これは事業者はということで、事業者について特に述べているんですけれども、新宿区というのはいろんな事業者、住んでいる人、働いている人のほかにいろんな事業者も存在しているわけなんですけれども、新宿区という地域社会ということを中心に自覚してもらって、そこで事業活動をしているということで、そういうことを自覚していただくということで、「事業者は地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」というのを1つ入れました。

ということで、これも前回説明したことですけども、これが議会のほうの案でございます。

- 辻山座長 議会のほうで追加説明または補足というのはありますか。よろしいでしょうか。それでは、専門部会案についてお願いいたします。

- 藤牧委員 専門部会です。前回から追加する部分はございません。それで、もう一度簡潔に前回の案を御紹介いたしますと、資料でいいますと、資料1の三者の比較をごらんいただくのが一番よろしいかなと存じます。あと専門部会案といたしましては、三者の統一フォーマットで資料5にも同じ内容のものが記載してございます。

区民の権利ですけども、専門部会といたしましては、区民を幅広くとらえているということがまず1点ございます。それで、区民の権利ということで2つ。情報を知る権利、区政運営に参画する権利ということで、それぞれ憲法また個別法において、権利というのはそれぞれ規定されている部分がございますが、ここは自治に必要な権利ということで、幅広くとらえてございます。

特に、参画する権利というようなところには、議会のほうでもありますように、政策を提言するとか、そういうような意味合いも含まれている権利としてここにこのように記載してございます。

それから、区民の責務、「責務」という言い方は大変おこがましいようなことなんですけれども、区民というのは住所を有する方以外にも事業者等も含めて区民ととらえまして、この1番のところでは基本理念に基づく地域社会、これの実現に向けて、1つポイントといたしましたところは、現在の今我々のこれだけじゃなくて、将来にも配慮して取り組んでいこうというようなこと、それからあと互いの自由と人格を尊重し合って、参画と協働に当たっては、みずからの発言と行動に責任を持つようにするべきではないかということで、この2点をうたってございます。

その後、追加する部分、修正する部分はございません。

- 辻山座長 ありがとうございます。追加、補足等ございますか。

ないようでしたら、今までのそれぞれ三者の御提案を受けて、相互に意見交換をしていただきたいと思います。どなたからでもどの点からでもいいということにしましょう。このぐらいの分量です。どうぞ、質問等ございましたら。

ちなみに私のほうで整理しておきますと、公共サービスという言葉を使うか、行政サービスと使うか、それからサービスというふうにただ言っているのもある。参画がいいか参加がいいか。幾つか見てみますと、それぞれ異なる言葉遣いをしていますけれども、言葉の問題としてではなくて、その中に含まれている中身のことで議論しないとどうにもなりませんので、ぜひその中身について意見交換をしていただいて、やっぱりこれは公共サービスだろうとかいうようなことに議論ができるような、そういうことでお願いしたいと思いますが、どこからでもどうぞ。

○山田委員 区民検討会議のほうにお聞きしたいんですけれども、1つは、「学ぶ権利を有する」ということが言われておりますけれども、いろんな権利の中で、この「学ぶ権利」を特に出してきたという意味合いが私ちょっとわかりにくいところがあるんですよ。「知る権利」もあるいはそうなのかもしれませんけれども、要するに「学ぶ権利」というのは非常に主体的なものであって、自治基本条例に載っけるということになった場合には、そういう主体的な自分の意思を遂行していくのに、何かバリアがあると。それを自治体は要するに払わなければだめだという、そういう意味合いがあるのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりが私はちょっとよくわかりませんので、「学ぶ権利」というのを区民の権利の一つとして挙げてきたこと、その意味合いをもうちょっと御説明いただけたらというふうに思います。

それから、もう一つは、座長が言われた参加なんですけれども、参加とか参画とか、あるいは協働というのは、いろんな概念規定がありまして、明確に決まっているわけじゃありませんから、何とも言い難いところがあるんですけれども、ただ、一般的に言うならば、参加の場合は、例えば新宿区で言うならば、新宿区の区政運営に積極的にかかわっていくんだという、そういう意味合いがあるというふうに私は思っているんですね。

しかし、それだけではなくて、むしろ新宿区が行おうとしている、議会も含めて行おうとしている、そういう意思決定の場に参加をすると、決まったことに参加するということじゃなくて、意思決定の場に参加をすることによって、私たちは参画ということをして区民の権利の一つとして述べているわけなんですけれども、そのあたり当然議論されたというふうに思うんですけれども、それはどうかということをお聞きしたいと思います。

○辻山座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○久保委員 山田委員と全く同じなんですけど、「区民は学ぶ権利を有する」という、この「学ぶ権利」というのは、教育を受ける権利と受け取ってもいいんでしょうか。

○辻山座長 じゃ、ちょっとまとめて。権利というのと学ぶ権利というのと参加、参画の考え方。

○高野委員 先に、学ぶというほうの話を。冒頭にお話し申し上げたように、学校の教育だけではなくて、地域の人たちもいろんな形で勉強していかないと、よりわかった人だけが、それから声の大きい人だけがこういう場に出てきてわあわあ騒いでも、みんなが参加する意識はおのずと少ない方も多いから、そういう人たちがいろんな場を持って、そういう人たちにいろいろ教えてという勉強してって、そういうことを共有していくという意味合いも含めているということで御理解いただきたいと思うんですね。

ただ、それが足りないとか足りるとかということじゃなくて、これだけ三者で話し合いしてきているわけですから、これからもこういう形を継続していただけるのかどうか希望しますが、やっぱり地域の人たちが、ごく一部じゃなくて、区民全体がそういう形で勉強して、いろんな知識あるいは情報を得ながら、共有しながら、みんなでよりよい新宿区をつくろうというふうに、みんなが愛していくというふうなところが必要ではないかというふうに考えているという意味でございます。

それから、先ほど参加、参画の意味なんですけど、ここも先ほど冒頭に申し上げたんですが、単純に参加の部分は定義はいろんな形で、ここの部分は今、根本委員から言われたように、実際は参加して、その先にいろんな形で加わっていくと。だから、政策の決定か意思決定までというところの話は、まだ申しわけないんですが、そこまではまだ話し合いが至っていないので、その部分まで恐らくあるのかなという部分は含みがあります。

ただ、単純に今までは参加という言葉が今回のみんなが決めた定義とはちょっと違った意味の参加ということになると、ただ用意されたところに参加している。それから、協働というのは、用意された中でいろんなことに加わって、いろんな作業だとかそういうことをやっていくというふうな固定概念があったようなので、その辺のところから参加、参画の部分ももうちょっと共通定義というか、その部分が必要ではないかと。

だから、最終的には、区民としては今まである意味で、せいぜい参加できるのがパブリック・コメントだとかその辺のところしかなかったと。そうすると、議会案のほうにもありますけれども、政策提言できるというか、そこまでいけば、やはり決着はどうなるのかということも知り得たいというふうな部分もありますので、ちょっと今のところは含みがあるということだけしか御返答はできないということで御勘弁ください。

- 辻山座長 いずれにしても、最終のまとめまでの間には、いずれかで使わなければいけないかなと。今ちょっといいことをおっしゃいましたけれども、例えば市政に加わる権利というのはどうかかなと。つまり、東大の金井さんなんかは、参加の参という言葉自身に、身分的なちょっと参れという意味があるので嫌だというようなことを言っている人もいますので、だから参画も同じなんですよというような議論もあるので、そこをどういうふうに整理していくか。

何か新しいそういう政治用語みたいなものが必要になってきているのかなという気もしますが、いずれにしても十分議論をこれから詰めていかなければいけない課題ということにしておきましょうか。

専門部会はどう言っているんですか。参画と言っているんですね。これは大体議会と同じようなニュアンスで。

- 藤牧委員 いろんなレベルの違いがあって、例えば参加するというのは、例えば行事に参加するような、そういう権利という使い方もあるでしょうし、行事そのものを立案するところから加わっていくということであれば、参画というようなニュアンスなのかなということで、どちらも2通り、当然自治の枠組みをこの条例で位置づけていくのであるということに立てば、区民の権利として当然これは保障されなければいけないということで、私どものほうは、そういう意味で個々具体的に政策提案とか公共サービスを受ける、先ほど言った行事に参加するというのは、公共サービスを受けるという意味合いでもあるような、そういうニュアンスもあると思いますので、それらを総称して参画というふうに、これも広い意味で権利としてきちんと保障していかなければいけないのではないかと、そういうふうに位置づけたいということでございます。

- 野尻委員 区民検討会議の中で、また1つ出ました意見といたしましては、区民の中には、なかなか参画までは理解しにくいということで、単純明解な言葉で言いあらわす条例が欲しいという。そうしますと、参画を使わなくても参加でも十分に加わる、先ほど座長おっしゃられました市政に加わるという意味が出てくるのではないかとということですね。

- 辻山座長 なるほど。もちろんこれは基本条例の話ですから、基本条例を受けて、行政の立案過程や執行過程に参加という参加条例をつくり、議会は議会で、議会への参画条例をつくれば、一つの参加という言葉でも両方が実現できるということは可能なんです。そういう意味では、この基本条例というのは極めて広い内容を持ったもので定めても、あとはその実現次第といいましょうか、個別条例次第となりますので、そういう2段階構えもあり得るかなという気はいたしますね。（「質問、別のことでいいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ、いいですよ。今のは一応これからずっと原案をみんなでまとめていくときまでの課題として残りそうだなということですので、時に触れて議論を詰めておいていただきたいということにしましょう。

じゃ次の。

- 根本委員 議会案の区民の権利というのはかなり議論したんですよ。議論したというのは、我々の議論は、地球市民だとか市民民主権とは何だという質問があったぐらいのところから始まった議論をずっとやってきているんですけども、そうすると、区民が区政への参加ないし参画というのをより積極的に、今までどの程度だったのか、それからもっと積極的に何が必要なんだろうかという議論の中で、政策提言をする権利を有するというふうに入れているんですね。これ政策を決める権利なのか提言なのか。決めるということになると、じゃ議会はどうかという話なんかも含めて、政策を提言する権利だとか区政に参画し、協働する権利だとかというと、かなり積極性を求めているんですね、区民の皆さんに。逆に責務についてはやわらかくしたわけですよ、議会だから。ということなんですよ。だから、そういう意味で言うと、その政策提言なり区政の参画、協働というか、その積極性みたいなところで伺いたいというふうに思っているんですが。

特に、行政の側は多けりゃいいというものでもないんだけど、2つで、しかも何かさらっと流しちゃうような、黙っていっちゃえばね。深い意味があるのかもしれないんですが、そういう議論は何かあったんでございましょうかというのが一つと、区民検討会議の皆さんにはそういう私たちの姿勢なんですけれども、何かございませんかと。

- 辻山座長 どうですか。先にそっちから。

- 藤牧委員　また何か補足があれば、専門部会の委員のほうから補足があると思いますが、これもかなりいろいろと議論をいたしました。具体的には、例えば政策を提言するとか、これはもう実際に例えば都市計画とかそういうものについては、都市計画の提案というのが実際、都市計画法上にもできる、そういうようなことになっていまして、これは今まで都市計画といえば行政が決めるしかなかったんですけれども、そういうような都市計画提案というようなこともある。

そういうことも含めて、じゃいろんな提案がありますね。じゃそれを提案するときに、例えばこういう条例を提案するというような場合には、今、地方自治法では直接請求ということで、条例の制定請求というのができます。一定の要件はありますけれどもね。そういったものを少し緩めるような、言ってみれば自治法の上乗せ条例のような、そういうような位置づけも一つできる可能性があるのではないかと、その一つとってみても、そういういろんな議論があって、例えば、憲法の中でも人権から含めて、そういう権利の保障というのは相当な項目が規定されておりまして、じゃそれを一つ一つこの自治基本条例の中でどういう仕組みで、この区政の中で条例で位置づけていくかということになると、これはなかなか議論が尽きないところがありましたが、相当議論をしたことは確かでございます。

そういうことで、最終的にはたった2つと言われてしまえばそれまでなのかもしれませんがけれども、やはり自治という、自治の基本を定めるところで、もう最大限区民の皆さんに権利として保障しなければいけない、そういうものは何だろうかということ、少しちょっと抽象度を上げた形で、こうした区政に関するという冠はついていきますけれども、知る権利、それと参画する権利と、このように集約させていただいたところです。ほかの専門部会委員から何か補足等ございましたら。

- 佐藤委員　専門会議の議論の中では、執行関係といいますが、サービスを受ける権利につきましては、もう当然ということで外したという議論がございました。

それから、2つに絞ったところなんですけれども、基本的には参画と協働に絞ったところで、知る権利はまた違う概念ですけれども、責務のほうでも基本的には参画と協働をメインに出して、絞って2つと。やはり数的にも権利2つ、責務が2つということで、相対する内容にまとめたというところでございます。

- 久保委員　高野委員に説明いただいた学ぶ権利ですけれども、説明を二度聞かされたからよくわかったんですけれども、そうだとすれば、この学ぶを注釈を加えない限り学ぶ権利といたら、100人中99人は教育を受ける権利ととってしまうような気がします。

それと、参加と参画については、委員も似たようなものだとおっしゃったが、僕は全然違うと思っています。オリンピックは勝つことが目的ではなくて、参加することがオリンピックの意義だというときに特にわかるんですけれども、参加というのは強い目的や意思を持たなくても参加は使えます。しかし、集会や何かへちょっと見てこようかなというときは参加でいいんですけれども、参画するとはなかなか言いません。参画するというのは、強い目的を持ち、意思を持つときに参加にかかわって使われる言葉だと僕は思っています。

- 辻山座長　僕に言わせれば、それはだれが決めたというのがあるんですけれどもね。参画というのは決定にかかわることだって、最近言うようになったんですけれども、最初はそんなものと同じだよ。参画と出てきたのは男女共同参画だという説もあって、単にはやりだよというのもあったんですけれども、しかし、この場ではちゃんと議論して、我々はどういう意味合いでどう使うかということをやっておいたほうがいいでしょうね。

ただし、ちょっとだけ僕口挟ませていただくと、ここで皆さんが書いてきた区民の権利というのは、一体何の権利を宣言しているのかということなんです。先ほどの根本委員から話があったのは、恐らくニュアンスとしては区民主権というものを実現していくために、個々の区民が保有している権利というような、区民主権の権利が列記されている。恐らくそれに対して区民検討会議のほうは、さまざまな方の意見を伺っていると、恐らくこの地でよりよく生きるための権利というようなニュアンスが感じられるんですよ。そういう意味では、行政のほうはちょっと残念ながらどっちなかと思いついて聞いていたんですけれども、主権者というふうに切っているわけでもないみたいですね。

そういう意味では、そここのところも意識して、これからこの権利というのはだれの何の権利を書くのかということについて意思統一していけないと、でき上がったものばらばらの方向を向いてしまいますので、そのことが一つと、もう一つは、実は山田委員が先ほど出された、この基本条例に権利と書く意味は何か。それはその権利を阻害したり邪魔したりするものを排除する責任

を自治体が負うという、そういうことで権利と使っているのか。もっと積極的に言えば、権利を充足するために積極的に政策を打ち出すという、そういう責任が自治体政府にあるんだと。こういう意味で権利と言っているのかどうかという、その権利論みたいなものもやっぱり固めておかないと進まないなという気がちょっとしているのですね。

ですから、多分私、これ始まったところに申し上げたと思いますけれども、東北のあるまちの基本条例にかかわったときに、町民はこのまちで幸せに生き続ける権利を持ちますという条文を、ほぼ委員会としては確定しかかっていて、それを町の行政というか町の政府に期待するというのは重くありませんかという話をしたことがありました。そのようなことを、「いや、それでいいのだ」というふうに、実はその場では、まちの行政の方もそのことがまちという自治体が存在している究極の目的でしょうというようなことをおっしゃって、それでみんなで合意するのであればそれでよいということで帰ってまいりましたけれども、そこら辺の厳しい切り分けといいましょうか、書いた以上はやるという意味での権利と言っているか、それともみんなで実現しているか、みんなで守っているかという権利として言っているかというようなことについても、やはりニュアンスを統一していくということが、最終的には必要になるという気がして聞いておりました。

- あざみ委員 私も今座長が言われたようなニュアンスの違いというのを、区民と議会、行政側のところを感じているんですけれども、例えば公共サービスというところですよ。私たちサービスというふうに書いていますけれども、当然行政サービスのつもりでサービスというふうに言っているのですね。公共のところを説明されたときに、行政が出しているサービス以外のサービスも、当然区民としては受けるんだとおっしゃったんですけれども、私としては、区民と行政との約束みたいなことがこの権利で言っていることだというふうに理解をしております、ですから、さっきの幸せにという話ではないんですけれども、行政の範疇から外れるところの区民がこの新宿区で過ごすことの部分も含めて、この条例にどこまで書くかというのは非常に難しいなというふうに感じました。

実際のところ、公共サービスの公共というのをどの範囲なんだというのと、結構広いのかなと。民間がやっている、でも公共的な部分というのは、今すぐくふえていますし、そこをどう定義するのかというのは感じましたので、もう少し具体的な議論があったのであれば教えていただきたいということが一つです。

それから、3番の「安全で安心に暮らす権利」も、これも本当にここまで言っているのかなというところが非常にあります。行政と区民との約束ということで考えたら、ここまでの約束はできないのかなというふうに思いますし、そもそも暮らすというのは、これは住民ではないかというふうにも思いますので、高野委員が最初におっしゃられた区民の定義をどうするかというところで、その区民がこの全部の(5)まで当てはまるのかなというのも思ったところです。

- 高野委員 お答えする前に、比較的この権利の部分に関しては、深く検討、討議はしています。ただし、例えば区政に参加するとかという部分は、みんなたまっているわけですよ、ここにこうしたいとかということが。その部分は今ここには反映できていないんですよ。じゃどこで反映するのかというと、次の市民参加あるいは基盤のところではどういう形でそれを盛り込もうかということで、待機というか、ちょっとストレスたまっているような状況で今いると。だから、余り強いストレートな部分が出てきていないというのがそういう状況であります。

それと、先ほど公共サービスというのは、ただ公共とついたら公というものでもないから、その辺の定義はどういう形で、やっぱり三者がその部分の定義をきちっと決めていけば、そうするとそれが明確になって、じゃそういうことは区民サイドでできない、やれないとか、あるいはNPOだとかそういうところに担ってもらうだとか、そういうふうなルールづくりというのもできると思うんで、それはこの部分は少し討議したいというふうに思います。だから、区民サイドにおいてはまだその部分はそんなに討議していないという状況です。

- 樋口委員 ちょっといろんなことが出てきてしまったので、少し私のほうでも整理し切れない部分がありますけれども、ちょっと2点ぐらいでしょうか。

先ほど公共サービスのことはちょっと後にして、先ほど辻山座長が区民主権というのと、議会は区民主権、区民検討会議はよりよく生きるためと、そういうようなニュアンスがあるんじゃないかとおっしゃいましたが、これは私の個人的なものかもしれませんが、よりよく生きるために区民主権が必要なんだというのが、この自治基本条例の一つの柱ではないかと思っております、それが2つどっちがどっちということではないんじゃないかなということが一つ。

それから、今のあざみ委員のお話の中で、委員は対行政というような感じでおっしゃって、それと区民との力関係と言っちゃうとちょっと語弊がありますけれども、そういうふうにおとりになっているような部分を感じたんですね。それはもしかしたら、前に辻山座長がおっしゃったこの自治基本条例のニュアンスというか、それを行政の権限というものを縛るためにあるのか、それともこの地域社会を自分たちがつくっていきこうというところにあるのかとおっしゃった部分と少しつながるかなと思って、そういう意味では、対行政というものでは私はないと思っていることが一つ。

それから、もう一つは、今の公共サービスとか行政サービスという中で、区民検討会議でもやはりこれは行政サービスというふうにとらえるという意見もあり、それから、公共サービスというふうになったのは、もう少しもっと広く、今の私たち区民が受けるサービスは、昔のような措置という言葉に象徴されるような、そういう行政サービスを受けるというだけではもちろん全然なくて、今いろんなサービスの担い手がNPOや、もっと広く広げれば社会的企業みたいな、そういう形でもあるわけだから、それをも含めた意味での公共サービスというふうに、この地域社会をつくっていくときには、区民としてそれは受ける権利としてはあるんじゃないかというような議論も経ながら、あのかき公共サービスというものにしたかと思っております。

ですから、今私が申し上げたことは、多分もしかしたら3つ全部つながる部分のことで、この自治基本条例というものをつくるときに、一つの感じになるのかなと。それはやっぱりよりよく地域社会をつくって、その中で私たちが生きていくためには区民主権が必要なんだと。区民主権というのは、何も権利が欲しいんだということよりも、区民が主役となってつくっていく権利を有するという意味での区民主権だと私は思っているんですけれども、違いますかね。すみません、意見です。

- 喜治委員 今のところなんです、私も区民の検討委員会に出ていて、大きく2つあるかなと思っていて、さっき山田委員が御指摘になった、阻害するものをはね返すために権利として明確にしておくという制限規範みたいにとらえている人もいれば、そうではなくて、やっぱり憲法という言葉が国の仕組みを決めるんだと、新宿区の仕組みを決めるんだと、住民自治というのは一体何なんだと、自分たちがどういうふうな制度をつくることがいいんだというふうにお考えになっている方と、ちょっと分れているのかなと。分れたり、あることについてはどちらよりも考えたり、こっちよりも考えたりと、一人の中でもばらばらになっちゃっているかなというふうに思っていて、私たちの区民検討委員会についている先生のほうからも、そのあたりのスタンスをどちらかに決めていかないと、ちょっと話がばらばらになりはしないかなんていう指摘もありつつ、今とにかく話をしていこうということで進んでいるのかなというふうに思います。

振り返ってみると、憲法をつくるんだっていうその憲法という言葉のとらえ方が、人によって違ったのかなと。私は憲法を専門にしているので、制限規範というふうにびっと頭の中では入ってしまって、制限する規範をつくっていかなくちゃいけないのかなと思ったんですが、お話を聞いていると、区民の検討委員会のほとんどの皆さんは、どっちかというところではなくて、国の仕組みじゃなくて新宿区の仕組みとか地方自治の仕組み、自分たちが暮らしやすく、さっきの先生のお話で言えば、幸せに暮らしていくためにはどうすればいいかなんていうことを積極的に御発言されているのかなというふうに思いながら聞いているところです。

先ほど学ぶ権利ということについて、どういう阻害要因をイメージして学ぶ権利ということを出されたんですかという御質問かと思うんですけれども、そのときもどっちかというところと阻害要因があるからどうのこうのというよりは、やっぱり積極的に学びを深めていきたいなと、生涯学習していきたいなという、そんなような話だったかなと思います。

生涯学習をするための場をつくってもらおうとか、そういう意味では請求していくようなところにはつながっていくのかなと私は聞いていました。

それから、もう一つ、行政サービスと公共サービスという話なんです、これはひょっとしたら私が言ったのか、どなたか言ったのかちょっとわからなくなっちゃったんですが、行政が考えているサービスが行政サービスと定義されてしまうと、本当は区民はこの辺までやってもらいたいと思っても、いや行政サービスはここまでだからと行政に制限されてしまてはいけなから、行政サービスというのは行政が決めるんじゃないんですよという意味も込めて行政という冠を外したほうが、広がりを持てていいのではないかなという話も、どこかの過程の中であったかなというふうには思います。ちょっと区民検討委員会の雰囲気、いろんな意見をということで言ってみました。

- 辻山座長 ありがとうございます。いかがですか。

- 小松委員 私も行政のほうから出ました区民の権利の中で、サービスを受けるのは当たり前だから、そのためにあるわけだからとおっしゃったんですけれども、私も区民のための行政、区民が主役という形でいくと、ここにその目的のようなものが書き込まれないといけないのかなという感じはしたんですが、あるいはそれは区長の責務とか議員、議会の責務のところであっていいこうと、うたっていけばいいのかなと。ですから、専門委員会の方の案にはサービスは入っていませんよね。そこはそういう区長、議会に課すということによろしいんですか。
- 藤牧委員 先ほどサービスというのは当然と言えば当然の話でという議論も一つあったのと、それから、例えば憲法だとかそういうところで権利というのを相当いろんな種別を規定してしまっていて、あと個別の法律でも、例えば地方自治法の中にもそうした行政サービスを、そういう言い方はしていませんけれども、行政サービスを等しく受ける権利を有すると。そういうふうに個別法の中にも相当権利の規定というのがいろいろあって、その議論を全然眠っちゃったということは決していないんですけれども、結論としては、そういうのをいろいろ網羅的に並べていくというやり方もあれば、もうちょっと包括的に決めて、あとは具体的に法律だとかそういうところに定めがないようなものがあれば、条例で個別的に決めていこうと、こういう発想です。  
先ほど先生のほうが専門部会のどちらかのスタンスということで言えば、これは自治をあり方を決めていく際に、当然保障されなければいけない権利として専門部会を考えていまして、そういう意味で、もしこういうような権利を阻害するようなものがあれば、これはもう当然行政としてそれを排除していくとか、そういうようなことをやっていかないとはいけないと、そんなようなことではとらえております。
- 久保委員 今の小松委員から出た問題なんですけれども、サービスを行政なり公共なり、とにかくサービスを受ける権利というのは、もう当然のことなんですね。だけど、好きなら好きよと言ってもらわなきゃわからないでしょう、というふうに感じました。
- 辻山座長 それは一応いいですか、聞いておいていただいたで。何か反論ありますか。（「反論しようがない」と呼ぶ者あり）しようがないね、きょうのところは入っていないんだからね。（「関連で」と呼ぶ者あり）はい、関連で。
- 佐原委員 今ちょっと話出ています、当たり前だから盛らないんだというやつ。実は議会のほうでも文言を整理するときに、当たり前のものはいいんじゃないかということと、当たり前だから入れなくちゃいけないんじゃないかと両方ありました。ですから、こういう文章にするとときに非常に悩みまして、当然これだけはちゃんとやっておかなきゃいけないよなというやつは、一応当たり前のことでも載せて、それから、役割のことも同じなんですけれども、当然のことだよということはあえて盛り込まなかったということもあります。  
そういう意味では、これからの議論の中で、また当然盛り込まなくちゃいけないんじゃないかということも出てくるんじゃないかと思うんですよね。そういう意味では、議会のほうでも当然という言葉のことに、いろいろ議論した経過があります。
- 加賀美委員 別に我々のほうもサービスを受ける権利を載せるのは問題があるとかそういうことではなくて、別に載せてもいいんですよ。先ほど、ほかの委員も言ったように当然の権利だと、当然のことだと。特に地方自治法第10条で住民は等しく行政、地方公共団体の役務の提供を受ける権利を有する。同時に、その負担を分任する義務を負うと。だから地方自治法の大原則の中でそう言っている。だから、あえてここに条例で入れるまでもなく、それは当たり前のことであろうということでここに入れなかったということであって、別にこれを絶対入れないことにこだわっているとか、そういうわけではないということは御理解いただきたいと思います。
- 藤牧委員 当たり前だから入れないという、そういうことではなくて、そういういろんな個別法や憲法でさまざまに規定されている権利を全部、前回のたしか検討連絡会議だったか、前々回だったか、私記憶にあるんですけれども、座長のほうから区民の権利の一覧できるような、そういう条例をつくるということも、例えば別表の中にですね、個別法から何から全部にこういう権利があるというようなことを規定してあるものを、一覧をつくるということも、そのようなお話があった記憶があるんですけれども、そういうことで、今はもう当たり前ということになっていたんですが、法を制定する当時は、やっぱりそれを権利としてきちんと定めないとはいけない

という、そういう必要性があったというような経過はもちろん認識した上で、それを全部1個1個載っけていっちゃうと、相当なボリュームになるんじゃないかというようなところから、ちょっと当たり前という言い方が誤解があったのかもしれないんですけども、少しその辺はもうちょっと抽象度を高くして、やっぱり自治を行っていく上で必要な権利というのはどういうことなんだろうかという視点で、切り口で少しまとめたという、そういうようなことでございます。

○辻山座長 それはいいですね。今の件ですか。

○野尻委員 自治の上でといいますか、区政に区民がどうかかわるかといいますか、自治の上で必要な権利ということで、議会も行政もお出しいただいていますね。それで、区民のほうはそれプラス、先ほど先生おっしゃられたよりよく生きるための、その辺が全く違うところで、これは本当に区民がこの新宿区の中で暮らしていく、議会の方もそうですけれども、これは必要不可欠な権利ということで出しているんですね。ですから、その自治といいますか、区政にどのようにかわるかだけではなくて、こういう権利も権利であると。

人権もお話が出ましたけれども、これは基本的な考え方のところでもう既に掲げていますので、それはこのたびの権利の中には入れないでおこうということにもなりました。

あと、区民、区民と全部区民で押さえてありますけれども、一応区民ということに押さえて、特に住民ということで規定していかななくてはならないときには、それなりの対処をしましょうということには合意しています。

○喜治委員 話題が変わっちゃうんですが、質問なんですけれども、議会の方のほうから出ている区民の役割、今回は責務というふうに変わるということの 番ですが、私は事業者なものですから、「事業者が地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」というのがどういう感じのことを想定されて、お話がここに出ているのかなというのをちょっと伺ってみたいと思いました。

ことしの初めごろでしょうか、どこかの会議所が23区の存在そのものに疑義を呈するようなこともあって、例えば、新宿区の発展に寄与するように努めるというのは、そういうところにちょっと意識があるものなのかどうなのかも、何かそういう踏み込んだすごいことをここにしかけられたのかなとちょっと感じたり、そこまででもないのかなと。

私自身も事業者ですから、区の発展に寄与するよう努力しろと言われたときに、何をすればいいのかとか、何をしたら怒られるのかなとか、ちょっと今気になってしまったものですから。

○辻山座長 そうね。それは私もちょっと聞きたいなと思っていたところでしたよ。どなたか。

○あざみ委員 合併問題がここに出てくるとは思わなかったんですけども、そういうことは全然念頭にはなく、要するに、具体的に言えば、例えば工場が大きいのから小さいのまで新宿区はあるわけですけども、そこで排出される騒音なりにおいなり、またそこを通るトラックなどなり、事業活動をする中で地域の皆さんがちょっとなと思うことが多々あるわけですね。これは例えばの話ですけども。それは普通の商店であっても、デパートであっても、いろんなことがあるわけで、そこは事業活動というのは営利を追求する活動ですから、その営利追求活動と周辺にいる住民、区民の皆さんとの利害の発生があるわけですね、当然。そこでは、やはり自分たちの活動だけを優先するのではなく、地域社会の一員として皆さんにも活動していただきたいと、協調していただきたいと。ですから、特別何か寄与するようなことをやってもらうというよりは、そのバランスをとっていただきたいという意味としてです。

○喜治委員 私さっき言ったのは、地域社会のほうに重きがあるかと、区の発展というのが、私はすごく気になるんですよ。区の発展に。

○辻山座長 僕もそれはひっかかっているんです。区民の幸せのためにということにしておけばいいじゃないかと思うようなフレーズですよ、それは。

○あざみ委員 でも、区民が区ですから、発展というと何かこう、今よりももっとこれだけよくなるという意味だと思いますけれども、制限的な意味ではない、それも含めてなんですけれども、そうではない事業者もはっきり言ってあるというふうに私は思っているんですね。要するに、バランスがとれていない事業者もあるのではないかと。そこで、バランスをとることによって、今

よりも区民生活が前進する部分があるという意味での発展ということで、新宿区が特別何かよくなるために企業からお金を出してほしいとか、そういう意味では、私はそういうふうにはとっていないんですけれども。

- 辻山座長 区という意味、発展はちょっと言葉をどうするかはありますけれども、区は区政のことを指しているわけじゃないと。広がり人々がそこにいて、そういう地域と、そういう意味ですね。それは了解しました。

そのほか。

- 樋口委員 別のことでよろしいですか。この前のときに私、ちょっとだけ申し上げたことなんですけれども、議会のほうに質問させてください。

の権利のところ、**「区政に参画し協働する権利を有する」**という文章ですけれども、ここを普通ですと右も左も見ても参画する権利、参加する権利という感じになっているかと思います。そこにプラスして協働する権利ということを入れたことがどういうことかと。というのは、私はこれを賛成する立場なんです。今参画と協働ということがずっと言われ、いつぐらいからでしょうかね、言われてきました。協働ということ私は協働は参画の一部であるというふうに個人的にとらえていますけれども、でもそうでもないんですね。

それで、今、協働ということがいろんな自治体でも少しもう一回見直すというか、曲がり角までいきませんが、ひとところ協働、協働といってきたことがこういうことだったのかとか、そういうのが行政側からも、それから市民側からも出ているときかなと思っております。

そういうときに**「参画し協働する権利」**というふうに定めているこのところの議論というか、少し御説明をお願いできたらと思うんですけれども。

- 根本委員 また区民主権と始まるんですけれども、行政と区民という統治するもの統治されるものということじゃなくて、主権者としての区民が当然協働して自治体をつくっていくんだということで、あんまり参画は権利だけれども、協働は義務じゃないかという、そのようなみたいな考え方は立たなかったんですよ。だから、ごく普通に**「参画し協働する権利」**ということになったんです。

- 加賀美委員 議会案での協働という言葉が出てきていますが、そもそも協働というのは新宿区でも**「地域との協働推進計画」**というのを平成16年に策定したんですね。そもそも目的は何なのかと、協働の目標。1つ目は、多様でいろんな区民ニーズが発生している中で、行政だけでは解決できないノウハウを持っている、いろんな優秀な民間団体等がお持ちですので、そういう人たちの協力を得ながら地域の課題等を解決していただきたいというのが一つありました。

2つ目としては、そういうことと区民の区政への参画意識、ここのところで協働と参画というのがリンクしてくるんですけれども、参画意識を醸成し、実際に参画に加わってもらう。

3つ目は、これは行政の体質改善というんですね。相変わらずの前例踏襲とか縦割り行政をなくしていこうじゃないかと、こういう大きな3つの目標があって協働というのを始めた、樋口委員は十分御存じだと思うんですけれども。そういう理念のもとに始めていますが、そういう意味で協働と参画というのが一つのセットという形で、私は議会案のこの表現については賛成をしているんですが。ただ、今言われたように協働のあり方について、今いろんな自治体で見直しの時期に入ってきていますね。そこはまた別にしておいて、そもそも協働と参画というのは、私は一つの理念的な流れの中でセットとして考えていいのかなというふうに私は思っています。

- 樋口委員 私も同じ考えでありまして、今あっちこっちで見直しというのは、そういう意味から言うと、後退する見直しになっているというのがかなりの部分あるかなと思うものですから、ここで今おっしゃられたような、この3つの意味を含めて**「参画し協働する権利」**というふうに明記するというのは賛成です。

- 辻山座長 もちろん、皆さんがここでまとめて原案つくっていくことになりますけれども、私の意見はちょっと違って、例えば先ほど参加のところでおもしろい表現だなと思った**「加わる」**という言葉を使わせていただくと、参加と協働の場合に加わる、協働も加わって一緒にやるということになるのかどうかということで、私は加わる権利と加わらせる権利だと思っているんですよ。行政に加わらせるかどうかを決定する権利は市民の側にあるという考えで、ここに議会の原案に権利と書いたのは、炯眼だと実は思っているんですけれども、私の趣味には合うと。

つまり、行政の側には、市民、区民に対して協働を呼びかける権利はないという理論構成にしたいなというのは、個人的なことですよ、こういう討論の場ですから言わせていただきますけれども、そういうニュアンスの違いは若干あるなと思いますながら伺っていました。

○樋口委員 今、座長がおっしゃったのは、行政には市民に協働に加わらせる権利はない、それはそうですね。ここで区民は区政に参画し協働する権利はあると思うんですけども、それも否定なさっているんですか。

○辻山座長 それでいいんです。いや、言葉はそのままでいいんです。

○樋口委員 いいんですね。

○辻山座長 ただ、いろいろ御説明の中で、とにかく一緒にやろうということのニュアンスがあったものですから、それだと今までのようにたくさん不満が出るかもしれないなという、そういうニュアンスです。

○樋口委員 ですから、同じですね、知りたいことは。（「議会案でいいようですね、賛成。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）私個人、そのところは区民検討会議でその話はしておりませんので、すみません。

○野尻委員 区民検討会議では、もちろん協働についてはまた後日、参画とあわせて議論しようということになっていますので、またこの場に合意事項が上がってくると思います。

○辻山座長 そうですね。期待しております。そのほか御意見等ございますか。

○木全委員 おおむね議論の中で出ていることというのは了解できるんですけども、ちょっと、やや形式論の発言になって申しわけないんですけども、やはり区民検討会議の中で権利に5項目上がっていて、権利と責務あるいは権利と役割というのは対をなす部分というのは少なからずなくてはいけないんじゃないかというような気がしているんですね。権利を新宿区における自治のあり方についての憲法という、非常に大きな目的がある中で、その中で権利をこれだけ書いて、責務についてややトーンダウンしているというのは、やはり憲法のたたずまいを持たせるのであれば、正々堂々と権利と責務というのはいくらでもとはいえないんじゃないかというような、私はちょっと気がしているんですけども。

○高野委員 今の御指摘の件なんですけど、ここの部分でまず権利、それから役割、責務、義務という言葉をまず掲げて、その中からじゃ権利と責務と。権利に対しては必ず自分たちがやらなきゃいけないことがあると。そこをどこでうたうのかということになって、ここの中にはうたわないで、自分たちがやらなきゃいけないことは市民参加あるいはいろんな協働だとか、そういうところで網羅していくという考え方で、ここにはあえて入れていないと。

ただ、自分たちがワークショップをやったときには、必ず権利に対して自分たちがやらなきゃいけないという部分をちゃんと補完してありますので、その部分では一方的に言い過ぎているということだけでなく、ちゃんとそれなりに自分たちはやらなきゃいけない。だけど、やらなきゃいけないけれども、この権利は欲しいよねという部分、言ったからにはやろうよというふうな話し合いはしているという状況であります。

○喜治委員 今の御質問を聞いて思ったんですが、行政の方が掲げられている区民の責務の中で、「参画と協働に当たり自らの責任と行動に責任を持つ」というのが、今のトーンの中で言われているとすると、すごい重たい義務が課されているなど。参画をしにいく、協働しにいくときに、この責任を持つというのは一体何を想定して、こんなきついことを。

○辻山座長 こんなこと言うな、要求ばかりするなと、そういう意味だよな。

○喜治委員 それをここに掲げるというのはどうなのでしょう。私個人の意見としては、これはちょっと、これで縛りをかけられるのは非常にどうなのかとは思いますが、この心というか趣旨みたいなものをお伺いできればと思います。

○辻山座長 ありていに言えば、今私が言ったように、要求ばかりして何も自分は責任とらない、勝手なことばかり言うなど、こういうことなのでしょう。多分ね。ただ、この書き方は、はやっているんですよ、最近あちこちで。何でだろうなと思っているんですけども、なぜかという、これ実効性がないんですよ、書いても。あんた今、基本条例に違反して、前に言ったことと違うこと言ったじゃないかと責めたってしょうがないでしょう。そういうのはお互い同士の自治で決まっていくものだからね。なかなかこれ読むとすごいなと思うんだけども。

○喜治委員 私は反対です、この(2)は。一応言うだけ。私の個人の意見です。

○辻山座長 きっちり記録に残ります。

○中澤委員 先ほど木全委員のほうからもちっとお話をいただきましたように、私どもこの議論をするときに、ちょっと気にしましたのは権利と責務の関係性なんですね。それは区民の権利、区民の責務のその中だけで関係するものではないと思いますので、最終的には行政の役割なり議会の役割、そういったものを突き合わせた中で、それぞれのところがバランスよく組み合わさって一つの形になっておさまるということが一番いいだろうというふうに思うんですね。

そういったところでは、ですから最終的にはそこら辺の議会なり、行政なりのところの議論まで済ませたところでもう一度、その関係がきちんとできているかどうかというところは見きわめる必要があるだろうというふうには思っています。

なおかつ、そうは言っても、区民のところの部分の議論をするに当たりましては、権利と責務のところのバランスというんでしょうか、相対しての考え方のところはきちんと整理をして出していくべきだろうというところを議論していった中では、参加なり、参画と協働といった視点でまずは絞った形で、考え方を整理してお出しをするところが今一番議論しやすいんじゃないかということで、このような整理になったというところなんですね。

ですから、そういう意味では、もっとこれにプラスアルファのところをつけ加えていくということについては私どもやぶさかではないんですが、最終的にはここでうたわれる幾つかの区民の権利のところ、もっとつけ加える部分について、今度はそれをどこで担保していくのか、どこが議会なり行政なりがそれを役割の部分で本当に受け切れるのかどうか、そこら辺のところは十分に後ほど見きわめながら御確認いただきたいと思います。

○辻山座長 おっしゃるとおり、先ほどちょっと私が議論しかけて残っている部分、この権利というのは、だれの何の権利なんだということについての基本的なスタンスが違いますので、その議論を今しているわけですよ。ですから、権利と責務は裏表とか言っても、そもそも私たちの権利をきちっと充足し、守るために政府をつくって、政府にルールをつくらせて守る。しかし、それだけでは守れないので、市民間でもある種のマナーとかいうものを持っていきましょうという形で、権利というものが保障されていくよねということですよ。

したがって、一つの考え方は、権利があってそれを実現する責務がほとんど政府。しかし、それだけではだめだから、その責務の一部は市民も負わなければならない。それは権利をつくるといふ責務と同時に、政府をつくっちゃったから政府を維持するという責務を負わなければいけないというふうに考えれば、実はここで言っている区民の権利と責務はバランスがうんと悪くていいんですよ。上に書いた権利のほとんどは政府に実現させるんだと考えればね。そのところがこれから区民検討会議と議会なり行政側との最終的に詰めなければいけないところ。

そういう意味では、私も樋口委員の言葉にちょっと声を飲んだんで考えていたんですけども、私たちはそこで生きていくために、一人では生きていけないので、多数で何か協働したりルールをつくったりしますよね。その中で一番の武器が税金を払って政府をつくることだった。市民主権というのは2つあって、自分たちのつくった政府を勝手にさせない。上手にうまく運営していくという市民主権と、全部を預けたわけじゃないから、地域に残っている生きる権利を実現していくために汗を流すという主権、その両方を見ておかなきゃいけないんじゃないかなという気がしているんですよ、個人的にはね。

したがって、最初申し上げたように、議会のほうは実は政府のコントロールというところに権利の重点が置かれており、どうも区民のほうは、例えば一人ひとりが生きていくための情報を知る権利があります。それは私に言わせれば勝手にすればという、だれがそれを保障してくれるのかということを想定しなければだめなんだということはずっと考えていたわけですよ。だから、公共サービスといったときに、責務のほうに公共サービスを担うと書いたのは大正解で、それは政

府に依存しないから、依存しないサービスだから、だれかが供給しなければいけませんよね。それは市民社会の責任だという、そういう対応のさせ方は、それは僕はあり得るんだと思うんですけども、それを全部対応させていってしまったら、自治体政府をつくっている意味のようなものは全く失せてしまう。

しかし、私たちは全部自治体政府をつくっていれば幸せになれるなんて、だれも考えていないという、そのところの構えをどういうふうに条例化していくかなというのが課題なんじゃないかと思っていて、ぜひ今後、その点についても区民検討会議で取り上げていただいて、基本的なスタンスの問題にかかわりますので、ぜひ御議論いただきたいというふうに思います。

- 高野委員 今、座長の御指摘のとおり、その部分はもう既にあらわれています。討議している間で、要するに縛りをつけるということばかり言う委員もいるし、それから、現状どういうふうに変えてくれるんだと、こんなのあったら困るじゃないかという地域の方もいらっしゃる。それから、絵そらごとではないんですけども、こういうのしたいよねとか、こういうのやらなきゃだめだよというふうな、すごい夢を語る人もいます。

その中でどうやって整理していくかということになると、結局言い含めることじゃなくて、合意形成していくためには一つの意味での要因としては、今座長が言われたような要因は加味しなければいけないと思うんですけども、最終的にはみんながそうだよねというところに至るまでには、やっぱりちょっと時間かかって。いろんな形で、だからしつこいんですけども、先ほどの参画とか協働とか、ああいう不確定な部分をこの条例の中でどうやって定義していくかというところが、どうも一番見えやすいんじゃないかと。区民委員の中にも参画と書くと何だかわからないと、参加と書いたほうがわかりやすいんだよというふうなことも言う方もいらっしゃるですね。先輩なんですけれども、先輩の方たちはそういうふうに書いてもらったほうが、とにかくそういう含みだよということ、おれだって説明できるみたいな話があると。

だから、そういうこともあんまりかちかちと決めていくと摘んじゃうので、それだけはすみません、反論ではないんですけども、そういう形で進めさせていただきたいというふうに考えています。

- 久保委員 ほかのことで1点いいですか。小さな問題、提起した問題ですけども、僕は自分では消極的でもないし、そんなに気が弱いとも思っていないんですけども、やっぱりみずからの発言と行動にというふうに取り上げられたら、参画するのはちょっと手控えますよ、協働するのも。やっぱり責務だから責任持つことを言おうとしているのはわかるけれども、そこにみずからの発言と行動にと言われたら、僕はやっぱり参加するのやめちゃうですね。

- 辻山座長 ちなみに、私もそんな人間どこにいるんだと言っているんですけどもね。発言と行動に責任を持って生きているなんて。ごめんね、これ行政案だったっけ。

- 藤牧委員 専門部会のほうで、このことなんです、本当に勝手なこと言うなって、そういう一刀両断に言われてしまえば、そういうことなのかもしれないんですが、私どものほうは、自治をきちんと発展させていくために権利をきちんと保障して、その一方で、この権利というのは決して濫用したりとか、そういうことがあってはならないというような部分と、それからもう一つは、その権利を保障するのが、先ほど座長の例えがありましたけれども、政府というんですかね、私ども行政のほうでそういうのを阻害するようなものはもちろん排除していくんですが、ただ、この自治を発展させていくためには、権利自体も行政もみんな含めて発展させていく、維持していく、保持していく、やっぱりそういう不断の努力が要るんじゃないかなというところで、ちょっと対になるという重過ぎちゃうような感じもあるんですが、対という意味で言えば、そういった意味で発言と行動、やっぱり参画とかそういうのをしていくときには、発言と行動に責任を持ってという心構えというんでしょうかね、そういうようなことでやっていただかないと、これはなかなか権利も維持できないんじゃないか、不断の努力が必要なんではないかと、そんなようなことです。

ただ、今そういうような議論は大変参考になりましたので、もう一度専門部会のほうでも深めていきたいというふうに思っております。

- 加賀美委員 決してこの責務で区民の方に重大な、重いおもしろを課せるということではなくて、権利を一方で認めて、それを行使していただく。それは我々はそう考えているんですが、その行使の仕方がその乱用にならないように、良識ある行使の仕方をさせていただきたいという思いが、

ここの背景に隠れているんですね。ですから、そういう意味でこういう記述をしたのであって、別に重い十字架を負わせるとか、そういうことはないということだけ理解いただきたいと思います。

○辻山座長 いわばシチズンシップを持てみたいですね。

○根本委員 対応するところが、議会案でいうと、主権者としての権利を相互に尊重することという言葉なんですよね。これかなり議論したんですよ。似たようなニュアンスがあるわけですよ。自己責任だとか発言には責任を持つ、権利の乱用とかいろいろあるんですけども、それは主権者としてお互いに主権者なんだよと。あなたもそうだけれども、そちらの方もそうなんだと。だから、それを相互に尊重するというこの中で、お互いの人権なり自由なりいろんなことを認め合う、あるいは束縛しないということの中で、多分そういう発言に対する責任だとか、行動に対する責任だとかというのは、そういう自覚の中で生まれてくるということで、何か行政サイドから、言うのは構わないけれども、お前ら責任持てという話ではなくて、そういう整理の仕方のほうが市民社会としては自発的なというか、統治されるということじゃない表現になってくるんじゃないだろうかという思いはするんですけどもね。

○藤牧委員 今の権利というのは、自治を振興していくという、そういう意味で保障される権利で、したがって濫用するようなことがあっちゃいけないでしょうし、やっぱりそれを不断的努力でやっていく。それで、それは何のためにということ言えば、自治を振興していくという、そういう意味で権利というのも少し絞った形で専門部会のほうも考えたということで、今おっしゃられる御指摘、本当に参考になりましたので、もう一度そういう視点で整理させていただきたいなと思います。

○辻山座長 相当時間が押してまいりましたけれども、ほかになければ、第2議題に移らせてもらっていいですかね。

それでは、きょうたくさん議論が出て、これとこれとこれが同意されましたよというものは何もないような気もするんですけども、論点だけは記録とられておりますので、きちっと整理をして、今後の検討に活かしていきたいと考えております。

それでは、第2の課題をちょっと扱ってみたいと思いますけれども、これは今後のこの会議の進め方についてということでございます。資料6が配付されている。図みたいのですね。ちょっとこれを説明お願いできますか。

○藤牧委員 専門部会というか、事務局的な立場から今後御検討、また私どものほうも検討していかなければいけないという点がきょう3点ございまして、まず、資料6にこれは8月5日号の広報に掲載させていただいた自治基本条例の制定に向けた取り組みということで、右からの流れになってございまして恐縮なんです、右側の検討連絡会議で赤で条例に盛り込むべき事項の検討というところが現在でございまして。これから条例骨子案ということで、骨子案がある程度で上がった段階で、その下にちょっと見にくい字で恐縮なんです、区民アンケートとか地域懇談会、これは区民検討会議を立ち上げる際に、10特別出張所、各地区で議会とそれから私どものほうで行ってきた、ああいうようなイメージでございまして。

それから、ここにあります区民討議会というのは、これは住民基本台帳から無作為で、くじで選んでいただいた方を対象に、この討議会を行うというよう試みでございまして。

それらに基づいて条例案、素案ですね、これはレベル的に言うと、骨子案とほぼ同じような、ただ内容が変わったりとかそういうようなことで考えております。

その後、パブリック・コメント、意見公募を行って、条例案を作成して区議会に御提案をして御議決を賜ると。そして、自治基本条例の制定と。これからこんなような流れのイメージなのかと思っております。

それで、具体的に鉄は熱いうちに打てではないですけども、やはりある程度三者三様、ゴールの地点の時期とか、そういうあたりを少しすり合わせしておいたほうがいいのかというふうに思っておりまして、具体的に言えば、区議会に条例案を御提案する時期、区議会は定例会ということで、年4回でございまして、時期でいいますと2月から3月が第1回、6月が第2回、そして9月、10月が第3回、そして11月、12月にかけてが第4回と、年4回あるわけですね。もちろん、臨時会も可能ではあるんですが、定例会でいうと。そうすると区議会に条例案を御提案をさせていただいて御議決をいただく、言ってみれば制定の時期ですね。このお尻の時期を鉄は熱

うちに打ての例えじゃないですけども、それぞれ区議会のほうの委員会あるいは区民検討会議、それから私ども専門部会のほうで、少し次回ぐらいまでに御意見をいただけたらなと。そういう制定時期をいつぐらいがいいかというような、少し目標的な、目標的というか、イメージを少しすり合わせておいたほうがいいかなという、そういう御提案が1点でございます。

それから、2点目は、骨子案ということなんですが、今、各項目ごとに活発に御議論いただいて、三者のフォーマットをつくって、これを積み重ねていくんですが、これを統一見解のような、統一骨子案にまとめ上げていく。それを果たしてどういうふうにやっていったらいいのかなというのが大変に悩ましい話でございまして、もちろんこの検討連絡会議の中でオーソライズというんですか、きちんと議論をして決めていくということなんですが、その辺の、例えばここに例で書いたんですが、例なんですけれども、検討連絡会議に骨子案のたたき台をつくるワーキンググループのようなものを、区民検討会議の委員の方から2名、議会のほうから2名、例えば行政の専門部会のほうから2名というように、少したたき台を少人数でつくって、それでこの検討連絡会議でちゃんと御議論いただいて、それで固めていくというような、例えばですけどもね。そんなようなやり方をどこかで仕込んでおかないと、骨子案をどういうふうにすり合わせをしてくるのかなというのがございます。

その辺についても、それぞれ委員会なり専門部会なり区民検討会議なりで持ち帰って、少し御議論をいただけたらなという提案でございます。これが2点目です。

それから、3つ目は、私どものほうは事務局として、広報の区のお知らせの枠というのが結構おとりはしてございますけれども、区民の皆さんに鉄は熱いうちに打てじゃないですけども、中間報告会のような、何かそういうようなものを一度やってはいかがかなと。そんなようなことをちょっと御提案したいなというのが3点目でございます。

具体的な時期なんですけれども、実は会場とかいろいろ調べさせていただきまして、いろんな時期もあるんですけども、年明けで、年末は結構皆さんお忙しいでしょうし、また年明けもいろいろと行事等々ございますので、1月31日が日曜日なんですけれども、ちょうど文化センターの小ホールがあいてございまして、これ200人ぐらい入れるようなところでございまして、何かそういうところを1個スケジュール的に、決める決めないはまたお持ち帰りいただきたいと思うんですけども、中間発表会のような、何かそういうようなものをやってみてはどうかという御提案が3点目です。（「座長、3点とも答えられるんじゃない、次回じゃなくて」と呼ぶ者あり）

- 辻山座長 答えられるんだよね。そういう副座長、おとといそういう話がありましたから、私のほうはきょう5時から評議会をやって、ある程度今みたいな報告をして、じゃどうしようかという話をしてきたんですけども、どうしましょうか。来月までにというから、じゃ控えて来月ゆっくりしゃべろうかなと思ってましたんですけども、どっちがいいでしょう。そうゆっくりしてもいられないんじゃないかと思って。

- 山田委員 1番目の提案なんですけれども、今三者連絡会議で検討しているわけですから、この検討がずっと進んでいって、最終的にまとまった段階で条例化してどうぞということになれば、そうなるんでしょうけれども、要するにそういうことでもいいのかどうかということなんです。というのは、たまたまさっき話題になったので、区長のマニフェスト持ってきましたけれども、ここでは平成21年度中に制定をするんだということですよ。平成21年度というと、平成22年度3月までなんだよね。要するに、区長はこういうふうな約束を区民の皆さんにして当選をしてきているわけですよ。したがって、これは区民に対する約束ですからね、区長はこれを守る責任があると思うんだよね。

したがって、平成21年度中にできるかどうかは別にして、延びたとしても限りなくそれに近いものでなければだめだというふうに私は思うんですよ。そうであるならば、単にいつまででしょうかというそういう提起じゃなくて、行政側としてはこのあたりいかがでしょうぐらいの提起があったほうが、私はいいんじゃないかというふうに思うんですよ。マニフェストの関係でそうなるのは当たり前の話でしょう。

- 高野委員 行政がやるべきだということは、それはちょっと偏見だと思うので、だって三者で話し合いしているんだから、三者の場で話し合いしましょうと行って行政が言ってきたんだから、それをちゃんと受けてくださいよ。それで、その場で答え出すなりするならいいけれども、そっちで考えるよというのはないと思います。すみません、ちょっと。

- 山田委員 そっちで考えるということ言ってるんじゃないかと、要するに、このあたりまでいかがでしょうかぐらいの提案があってもいいんじゃないかということなんです。要するに、重要な条例の審議ですから、十分時間をかけてやりたいというのは、私もそうだし、皆さんもそうだと思うんですね。しかし、そこを最大限尊重しながらも、一定の目途というのは設定せざるを得ないというふうに思うんですね。それについてどうかということを知りたいの。
- 藤牧委員 私ども区長部局の事務方といたしましては、これはマニフェストがございますので、区長も公約で掲げられて、この自治基本条例を先ほど御紹介いただいたように、平成21年度中ということで、それ以外にもあるわけですが、なさってきたわけがございますので、私ども区長部局の事務方としては、これはもう最大限延ばしても、現区長の任期中にはという思いはございます。  
 そういうことで、具体的に言えば、先ほど定例会の日程を申し上げましたが、区長の任期が来年の11月ということでございますので、私どもこれは事務方でございますけれども、事務方の考えといたしましては、区長の任期中ということですので、来年のちょうど今ごろ、第3回定例会に御提案をさせていただけたらと、そういうようなことで考えてございます。
- 高野委員 冒頭から区民検討をベースにお願いしますといった部分もありますので、区民も一生懸命早くしなきゃいけないということで考えています。ただ、余りにも時間がないからということで、また拙速というか、どんどん早く早くやると、何のために時間かけて検討してきたかという部分がないから、その部分は極力努力して、来年の夏ぐらいまでには何とかまとめ上げたいなというふうには、みんなも心では思っています。  
 ただ、納得のいかない部分は合意形成していかなければいけないので、その部分をたまに冗談で多数決でやるかとかという話もするんですけれども、それは絶対ないので、だから、恐縮ですけれども、それを目途にして今動きつつありますが、ただ、今行政のほうから言った、その辺で何とかおさめなければいけないという認識は今みんなも感じたと思うので、努力したいということだけで、すみません、恐縮ですがよろしくお願いします。
- 根本委員 区民検討会議の皆さんが一番大変だと思うんですね。私らは結構スタートが早くて議論してきたから。ですから、一番行政側も我々も心配しているところはそこなんです。後ろを決めるのはいつかというのは、もともとは平成22年3月と言っていたんですけれども、それがそういうことにこだわらないと区長も言っていたし、行政側も我々もそう思っていたから、しかしそろそろ後ろがある程度迫ってきたなということもありますから、ぜひ、無理のないところでいってもかなり無理していると思うんですけれども、ということになれば第3回の定例会に条例案が出るようなスケジュールでお互いに準備、また三者で調整して進めていこうかということになるんだろうと思うんですね。
- 辻山座長 あっていけないことは、スケジュールの都合がありますので、これはこっちにさせてもらいますということだけはしないということが、恐らく合意されていると思うんですけれども。
- 藤牧委員 私どもはそういうつもりで申し上げたわけではなくて、きちんと手順、手続を経てやっていきたいということでございます。
- 根本委員 ついでに、もう時間がないから単刀直入になんですが、もう一つありますよね。第3回定例会ぐらいを目指そうという大枠の合意で、1月31日というふうに具体的に出たでしょう、文化センターという話が。それで、私どものほうの議論で言うと、土日がいいのかウィークデーがいいのかというのは、どちらがいいかという意見を皆さんに聞いてというのが一つと、もう一つは、31日は区民ハーフマラソンがあるけれども大丈夫かという、この2つだけがちょっと心配なんです。（「そうですね、やっぱりね」「みんなボランティア出てますからね」と呼ぶ者あり）そうすると、四谷区民ホールだとか筆筈だとおれは嫌だという人もいるということ、文化センターということになるんだろうけれども、ウィークデーでやるかどうかということですね。どうなんですか。ウィークデーと土日とどっちがいいんでしょう。（「土曜日はどこでも人が集まる。バッティングがないほうがいいのか」と呼ぶ者あり）31日はね。そうしたらそれで調べてもらうようなことでいい。30日か、翌週の土曜日かどっちか。
- 藤牧委員 なかなか土日は結構厳しいんですね、今ね。ウィークデーのほうであれば、割ととり

やすいという状況はあるんですけども、もう一度ちょっと調べてみます。その辺の状況は次回  
のときに御報告できるように。

○辻山座長 次回というか、仮予約しないととれなくなっちゃうから、両方に言ってもらえればね。

○藤牧委員 わかりました。時期的には1月末とかそのぐらいでもよろしいですか。

○辻山座長 でしょう。そのころだよな。

○藤牧委員 わかりました。じゃそれは調べ次第、両副座長に御報告して調整させていただきたい  
と思います。

○辻山座長 そうしたら2番目ののはあれですか。次回ぐらいに決めればいいと。どっちにしたって、  
ある程度きょうのような議論をずっとやっていかないと、ワーキングをつくったって動きようが  
ないところがありますのでね。ただ、メンバー構成はこんなことでいいかというのはちょっとそ  
れぞれ持ち帰って諮っておいていただきたいと思いますけれどもね。

以上、議題として用意されているのはこれだけでございます。

今後のスケジュールをちょっととるようというテーマが残っているのですけれども、次回と1  
0月27日までは決まっていると。11月と12月をいつやろうかということですが、11月は一応私のや  
つを聞かれたんですけれども、その関係で言うと、16日の週で16、17、18、月、火、水でどうで  
しょうか。（「じゃ18日」と呼ぶ者あり）18日でもいいですか。それでは、11月18日水曜日19時か  
ら。12月は21、22、24という、かなり押し迫った感じがするんですが、これはいかがですか。  
（「火曜日は避けたいんですけれども」「じゃ24日」「24は無理ですね」と呼ぶ者あり）かなり  
きついものがあるんじゃないですか。どうですか。（「21」と呼ぶ者あり）21日は根本副座長が  
だめということです。（その他発言する者多し）調整つかないときはクリスマスイブやりますか。  
（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）一応第1候補として22日火曜日19時からと。

それでは、きょうの議題はこれでおしまいです。事務局のほう何かありますか。

○事務局 それでは、次回の検討連絡会議の開催日までに三者の合意形成の仕組みとして、それぞ  
れ議会と行政と区民検討会議で案を持ち寄って、次回の検討議題ということにさせていただき  
たいと思います。

それと次回なんです、区民検討会議のほうは住民参加の仕組みについて案がまとまるところ  
まで至らないということです。したがって、次回のテーマとしては、今後の進め方について少し  
議論させていただいた後、住民参加の仕組みについては検討経過という形で、区民検討会議のほう  
は報告させていただきたいというふうに思っております。

○辻山座長 ではそういうことで、大変ですが、区民の方は頑張ってくださいと思います。  
それではきょうはこれで終わりにいたします。

散会 午後 9時09分